

令和2年（2020年）

第4回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2020.11.20 調製



## 令和2年(2020年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月20日(金) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※11月25日(水) 正午 一般質問通告締切  
 ※11月25日(水) 午後2時～午後5時 〇 一般質問打ち合わせ  
 11月26日(木) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
11	30	月	本 会 議 議会運営委員会	第101号議案～第118号議案 —— 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時	
12	1	火	議案説明会 全員協議会			
	2	水	議案調査			
	3	木	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分	
	4	金	本 会 議	一般質問		
	5	⊕				
	6	⊕				
	7	月	本 会 議	一般質問		
	8	火	本 会 議	一般質問		
	9	水	本 会 議	一般質問		
	10	木	本 会 議 議会運営委員会	第106号議案～第118号議案 〇 第101号議案～第105号議案 〇 請願及び陳情の付託報告	〇 質疑 〇 付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	11	金	常任委員会	文教社会・建設		
	12	⊕				
	13	⊕				
	14	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	15	火	常任委員会	常任委員会予備日		
	16	水	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分	
	17	木	議事整理			
	18	金	議事整理			
	19	⊕				
	20	⊕				
	21	月	議事整理			
	22	火	議事整理			
	23	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 —— 質疑 —— 表決 議員提出議案 —— 提案理由説明 —— 質疑 —— 表決 請願及び陳情の付託報告		

令和2年（2020年）第4回定例会は、11月30日（月）に招集され、12月23日（水）までの24日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例8件、その他が5件となっています。

予算案は、令和2年度（2020年度）町田市一般会計補正予算（第5号）などが上程されています。条例案は、町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

## ◆ 議案の内容 ◆

**第101号議案** 令和2年度（2020年度）町田市一般会計補正予算（第5号）

**第102号議案** 令和2年度（2020年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

**第103号議案** 令和2年度（2020年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

**第104号議案** 令和2年度（2020年度）町田市下水道事業会計補正予算（第3号）

**第105号議案** 令和2年度（2020年度）町田市病院事業会計補正予算（第2号）

**第106号議案** 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

※ 学校運営協議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第107号議案** 町田市地域センター条例の一部を改正する条例

※ 玉川学園コミュニティセンターの開所に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第108号議案** 町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例

※ 町田市フォトサロンの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

**第109号議案** 町田市体育施設条例の一部を改正する条例

※ 町田市立総合体育館及び町田市立室内プールの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

**第110号議案** 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※ 小山田中学校区に小山田子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。

**第111号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

※ 子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第112号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例**

※ 町田市市民農園の使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

**第113号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例**

※ 山王塚公園グラウンドの整備に伴い施設の利用時間、利用料金等を設定するため、並びに町田市立陸上競技場及び小野路球場の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

**第114号議案 玉川学園コミュニティセンター改築工事請負契約の変更契約**

※ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。

**第115号議案 町田市立陸上競技場観客席増設工事請負契約の変更契約**

※ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、施工可能日数の減少、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。

**第116号議案 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事請負契約の変更契約**

※ 町田市立陸上競技場観客席増設工事の工期の変更に伴い、附帯工事である本工事の工期を併せて変更するため、変更契約を締結するものです。

**第117号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その1）請負契約の変更契約**

※ 野津田公園北側拡張区域に整備する多目的グラウンドに設置する防球ネットへの避雷設備の追加及び工事区域内における埋蔵文化財調査の実施による工事の進捗の遅れのため、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。

**第118号議案 忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事請負契約の変更契約**

※ 工事施工にあたって移設する電柱について、関係機関との協議に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。

令和2年度（2020年度）

12月補正予算

## 1 2月補正予算の概要 ～ 新型コロナウイルス感染症対策予算【第4弾】～

12月補正予算では、東京都が新設した新型コロナウイルス感染症拡大防止のための補助制度を活用し、市からの休業要請等により、陽性患者が発生した店舗等に対し、協力金を支給します。また、高齢者施設や障がい者施設において、職員や利用者に実施するPCR検査等に係る費用を補助します。

さらに、市からの休止指示により、一定期間、収入が減少した指定管理者に対して、事業継続のための支援金を支給します。

あわせて、市民課等窓口で発行する証明書発行手数料の支払いについて、デジタル化を推進し、市民の利便性向上を図るとともに、「新しい生活様式」に対応するため、キャッシュレス決済を導入し、新型コロナウイルス感染リスクの低減を図ります。

その他、市民病院において新型コロナウイルス感染症への対応として、新たにECMO（体外式膜型人工肺）等の医療機器を整備し、重症化した際の医療提供体制を強化します。

一般会計	6億9,633万8千円
特別会計	1億7,122万7千円
計	8億6,756万5千円

### 補正予算の主な内容

○新型コロナウイルス感染症対策事業 3億9,337万円

内訳	{	新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業	1億1,980万円
		指定管理者事業継続支援事業	7,293万円
		証明書発行手数料キャッシュレス決済導入事業	1,994万円
		在宅要介護者受入支援事業	350万円
		新型コロナウイルス感染症対応医療機器整備事業	1億7,720万円

### 特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 2,926万円
- ・ 介護保険事業会計 △3,523万円
- ・ 病院事業会計 1億7,720万円

## 2020年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		221,753,261	64.3	696,338	222,449,599	64.3	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,903,583	11.8	29,260	40,932,843	11.9	
	介 護 保 険 事 業 会 計	36,122,706	10.5	△ 35,232	36,087,474	10.4	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	12,000,737	3.5	0	12,000,737	3.5	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	69,166	0.0	0	69,166	0.0	
	下 水 道 事 業 会 計	17,876,340	5.2	0	17,876,340	5.2	
	収 益 的	12,446,157	3.6	△ 11,890	12,434,267	3.6	
	資 本 的	5,430,183	1.6	11,890	5,442,073	1.6	
	病 院 事 業 会 計	16,208,046	4.7	177,199	16,385,245	4.7	
	収 益 的	14,962,615	4.3	0	14,962,615	4.3	
	資 本 的	1,245,431	0.4	177,199	1,422,630	0.4	
	小 計	123,180,578	35.7	171,227	123,351,805	35.7	
	合 計		344,933,839	100.0	867,565	345,801,404	100.0

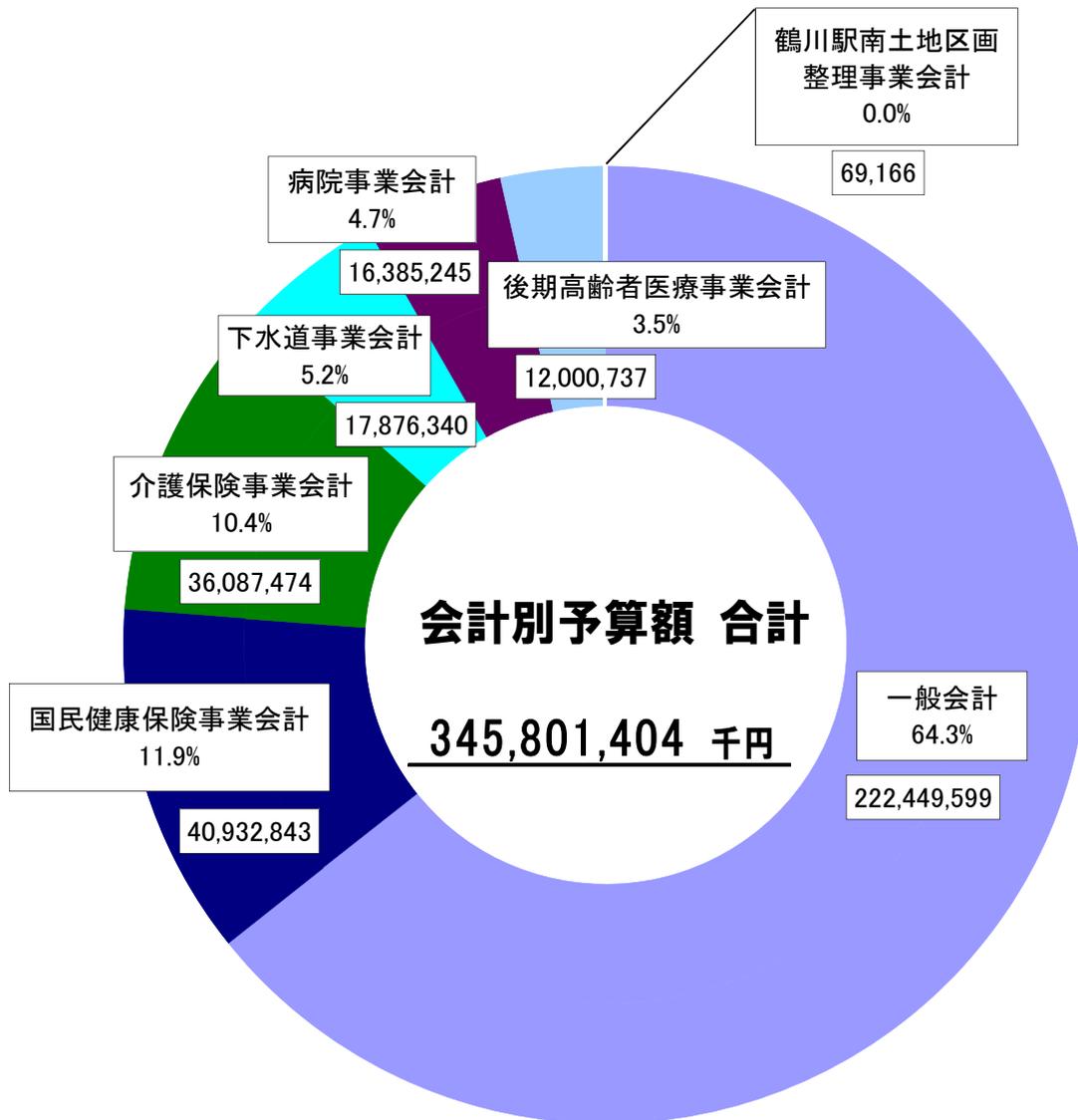
### 【概要】

- 一般会計の補正額は6億9,633万8千円で、補正後の全会計予算総額3,458億140万4千円に対する一般会計の構成比は64.3%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は2,926万円で、主に保険税還付金の増額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△3,523万2千円で、主に認定調査等事務費の減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は1億7,122万7千円で、新型コロナウイルス感染症対応のための医療機器購入費の増額に伴う補正です。

# 2020年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



2020年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1.市 税	68,830,713	31.0	—	68,830,713	30.9
2.地方譲与税	777,001	0.4	—	777,001	0.3
3.利子割交付金	99,000	0.1	—	99,000	0.1
4.配当割交付金	511,000	0.2	—	511,000	0.2
5.株式等譲渡所得割交付金	283,000	0.1	—	283,000	0.1
6.法人事業税交付金	203,000	0.1	—	203,000	0.1
7.地方消費税交付金	8,680,000	3.9	—	8,680,000	3.9
8.ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	—	38,000	0.0
9.環境性能割交付金	187,000	0.1	—	187,000	0.1
10.地方特例交付金	409,000	0.2	—	409,000	0.2
11.地方交付税	2,132,317	1.0	—	2,132,317	1.0
12.交通安全対策特別交付金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13.分担金及び負担金	725,766	0.3	—	725,766	0.3
14.使用料及び手数料	3,396,882	1.5	—	3,396,882	1.5
15.国庫支出金	80,912,326	36.5	447,237	81,359,563	36.6
16.都支出金	23,820,597	10.7	213,254	24,033,851	10.8
17.財産収入	1,787,532	0.8	7,401	1,794,933	0.8
18.寄附金	127,841	0.1	—	127,841	0.1
19.繰入金	5,892,720	2.7	20,197	5,912,917	2.7
20.繰越金	4,507,968	2.0	—	4,507,968	2.0
21.諸収入	2,425,598	1.1	△ 4,751	2,420,847	1.1
22.市債	15,959,000	7.2	13,000	15,972,000	7.2
歳入合計	221,753,261	100.0	696,338	222,449,599	100.0

【概要】

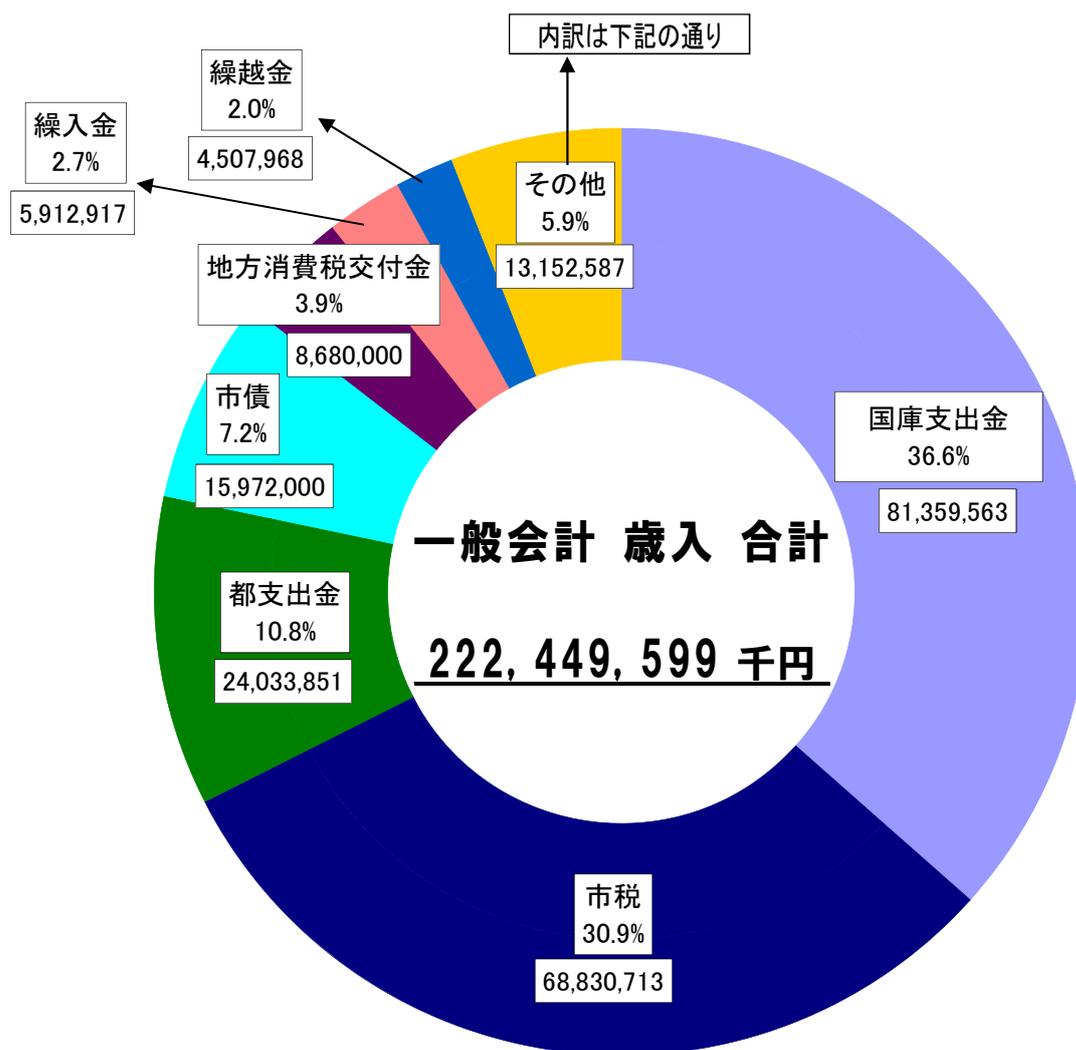
12月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 生活保護費負担金(3.1億円)、  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(0.7億円)、  
学校施設環境改善交付金(0.3億円)
- 款16.都支出金 区市町村共同感染拡大防止対策推進事業費補助金(1.3億円)、  
高齢者等インフルエンザ予防接種補助事業費補助金(1.2億円)、  
子ども家庭支援包括補助事業費補助金(△0.2億円)、  
東京2020大会等事業費補助金(△0.1億円)
- 款17.財産収入 土地売払収入(0.1億円)
- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(0.2億円)
- 款21.諸収入 原町田一丁目駐車場運営納付金(△3百万円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(0.6億円)、児童福祉施設整備事業債(△0.4億円)

# 2020年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

使用料及び手数料	3,396,882	株式等譲渡所得割交付金	283,000
諸収入	2,420,847	法人事業税交付金	203,000
地方交付税	2,132,317	環境性能割交付金	187,000
財産収入	1,794,933	寄附金	127,841
地方譲与税	777,001	利子割交付金	99,000
分担金及び負担金	725,766	交通安全対策特別交付金	47,000
配当割交付金	511,000	ゴルフ場利用税交付金	38,000
地方特例交付金	409,000		

## 2020年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	649,332 (0.3%)	△ 639	648,693 (0.3%)	—	—	—	—	△ 639
2. 総務費	22,260,440 (10.0%)	△ 6,542	22,253,898 (10.0%)	14,661	411	—	△ 2,887	△ 18,727
3. 民生費	126,569,244 (57.1%)	461,359	127,030,603 (57.1%)	302,259	87,573	△ 37,000	△ 486	109,013
4. 衛生費	21,950,809 (9.9%)	123,868	22,074,677 (9.9%)	—	127,402	—	△ 1,132	△ 2,402
5. 労働費	40,829 (0.0%)	—	40,829 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	407,884 (0.2%)	10,500	418,384 (0.2%)	—	—	—	—	10,500
7. 商工費	3,697,680 (1.7%)	5,600	3,703,280 (1.7%)	7,643	△ 43	—	△ 610	△ 1,390
8. 土木費	16,865,192 (7.6%)	59,739	16,924,931 (7.6%)	13,806	—	△ 13,000	—	58,933
9. 消防費	5,041,611 (2.3%)	1,987	5,043,598 (2.3%)	—	—	—	—	1,987
10. 教育費	16,275,205 (7.3%)	40,466	16,315,671 (7.3%)	78,919	△ 11,452	63,000	△ 270	△ 89,731
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,745,029 (3.5%)	—	7,745,029 (3.5%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	250,000 (0.1%)	—	250,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	221,753,261 (100.0%)	696,338	222,449,599 (100.0%)	417,288	203,891	13,000	△ 5,385	67,544

### 【概要】

#### 12月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 過誤納還付金返還金(0.4億円)、キャッシュレス決済導入システム改造委託料(0.2億円)、福祉系システム整備委託料(△0.3億円)、共通基盤システム使用料(△0.1億円)
- 款3.民生費 生活保護費(4.1億円)、PCR検査等補助金(1.2億円)、国・都支出金返還金(0.3億円)、在宅要介護者受入支援委託料(4百万円)、子どもクラブ整備工事費(△1.0億円)
- 款4.衛生費 予防接種委託料(1.2億円)、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(3百万円)
- 款8.土木費 指定管理者事業継続支援金(0.1億円)、町田薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△0.2億円)
- 款10.教育費 小学校特別教室等空調設備更新工事費(1.1億円)、指定管理者事業継続支援金(0.5億円)、東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進業務委託料(△0.2億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
  - 追加: 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲートバスベイ整備事業(2020~2021年度/0.8億円/1.4億円)
  - 東京2020オリンピック・パラリンピック大会気運醸成事業(2020~2021年度/0.2億円/0.2億円)
  - 変更: 収納事務推進事業(2020~2023年度/1.3億円→1.8億円/1.4億円→1.8億円)

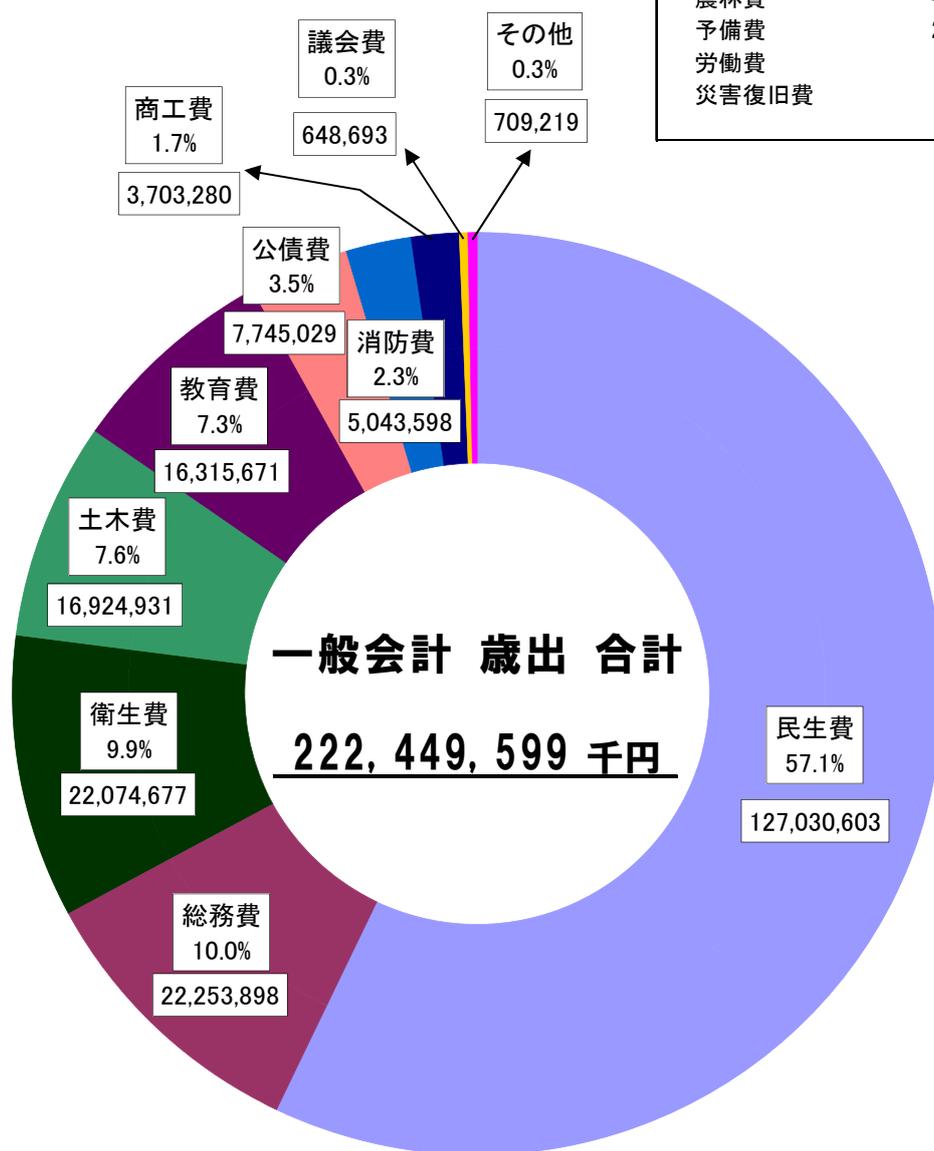
# 2020年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	418,384
予備費	250,000
労働費	40,829
災害復旧費	6



2020年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,586,774	10.6	△ 424	23,586,350	10.6
	職 員 給 与 費	22,534,062	10.2	△ 150	22,533,912	10.1
	特別職給与費等	1,052,712	0.4	△ 274	1,052,438	0.5
	扶 助 費	52,684,735	23.8	414,246	53,098,981	23.9
	公 債 費	7,745,028	3.5	—	7,745,028	3.5
	計	84,016,537	37.9	413,822	84,430,359	38.0
投 資 的 経 費		25,305,646	11.4	△ 26,772	25,278,874	11.4
そ の 他 経 費	物 件 費	26,567,903	12.0	56,737	26,624,640	12.0
	維 持 補 修 費	951,379	0.4	—	951,379	0.4
	補 助 費 等	59,807,988	27.1	273,591	60,081,579	27.0
	繰 出 金	19,165,578	8.6	△ 18,153	19,147,425	8.6
	出 資 金 ・ 貸 付 金	1,801	0.0	—	1,801	0.0
	積 立 金	5,686,429	2.5	△ 2,887	5,683,542	2.5
	予 備 費	250,000	0.1	—	250,000	0.1
	計	112,431,078	50.7	309,288	112,740,366	50.6
歳 出 合 計		221,753,261	100.0	696,338	222,449,599	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

- 扶助費 生活保護費(4.1億円)
- 投資的経費 小学校特別教室等空調設備更新工事費(1.1億円)、子どもクラブ整備工事費(△1.0億円)、町田薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△0.2億円)
- 物件費 予防接種委託料(1.2億円)、キャッシュレス決済導入システム改造委託料(0.2億円)、福祉系システム整備委託料(△0.3億円)、東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進業務委託料(△0.2億円)
- 補助費等 PCR検査等補助金(1.2億円)、指定管理者事業継続支援金(0.7億円)、過誤納還付金返還金(0.4億円)、国・都支出金返還金(0.4億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(0.1億円)、介護保険事業会計繰出金(△0.3億円)

# 2020年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<12月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

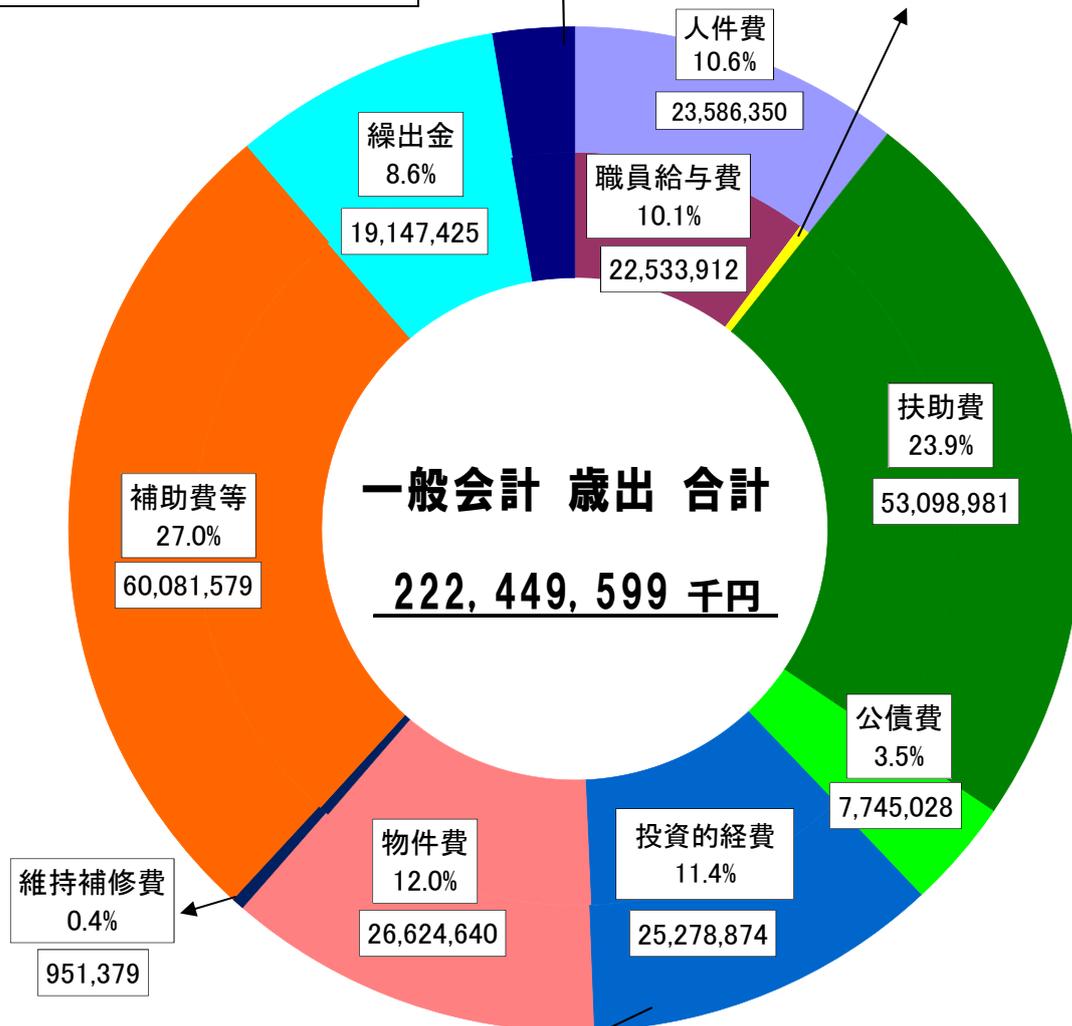
積立金	5,683,542
予備費	250,000
出資金・貸付金	1,801

その他  
2.6%

5,935,343

特別職給与費等  
0.5%

1,052,438



投資的経費 内訳

総務費	1,438,928	土木費	8,315,409
民生費	607,705	消防費	202,168
衛生費	9,491,307	教育費	5,094,024
農林費	121,250	災害復旧費	6
商工費	8,077		

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第106号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</b>					
<b>【議案提出の目的】</b> 学校運営協議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。						
<b>【議案の内容】</b>						
○ 学校運営協議会委員の報酬額に関する規定を加えます。 ・年額 36,000 円						
○ 2021年4月1日から施行します。						
<b>【関係法令】</b>						
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5						
<b>【学校運営協議会について】</b>						
○ 町田市教育プラン2019-2023において、「学校運営協議会」を2021年度に設置することを計画しています。						
○ 学校運営協議会は、「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」として、保護者及び地域住民等が学校運営への参画や連携・協力を推進することにより、学校運営の課題解決や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としています。						
○ 学校運営協議会は、上記法律で「教育委員会規則で定める」と規定していることから、「町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」(2020年10月8日公布、2021年4月1日施行)に基づき、設置します。						
○ 2009年度から設置していたスクールボード協議会から学校運営協議会へ移行します。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">スクールボード協議会 (2021年3月31日まで)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*でない。</li> <li>・学校長が必要に応じて、学校運営に関する意見を保護者や地域住民等から聞く。</li> </ul> </td> </tr> </table>	スクールボード協議会 (2021年3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*でない。</li> <li>・学校長が必要に応じて、学校運営に関する意見を保護者や地域住民等から聞く。</li> </ul>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">学校運営協議会 (2021年4月1日から)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*である。</li> <li>・学校長が作成した学校運営に関する基本方針を承認する。</li> <li>・学校の特色にあった教職員の人的配置について意見(特定の職員の任用に関する事項を除く。)を述べることができる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	学校運営協議会 (2021年4月1日から)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*である。</li> <li>・学校長が作成した学校運営に関する基本方針を承認する。</li> <li>・学校の特色にあった教職員の人的配置について意見(特定の職員の任用に関する事項を除く。)を述べることができる。</li> </ul>
スクールボード協議会 (2021年3月31日まで)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*でない。</li> <li>・学校長が必要に応じて、学校運営に関する意見を保護者や地域住民等から聞く。</li> </ul>						
学校運営協議会 (2021年4月1日から)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体*である。</li> <li>・学校長が作成した学校運営に関する基本方針を承認する。</li> <li>・学校の特色にあった教職員の人的配置について意見(特定の職員の任用に関する事項を除く。)を述べることができる。</li> </ul>						
*複数の構成委員の合議によってその意思を決定する組織体をいいます。						
○ 学校運営協議会は、小中学校61か所(大戸小と武蔵岡中は、両校で1つ)に設置予定です。						
<b>問合せ先</b>	総務部 職員課長 横山 学校教育部 指導課長 小池		<b>電話</b> 724-2761 724-2867			

議案概要

議案名	第107号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例			
<p><b>【議案提出の目的】</b>          玉川学園コミュニティセンターの開所に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 玉川学園コミュニティセンターに関する規定を加えます。</p>				
名称		位置		
町田市玉川学園コミュニティセンター		町田市玉川学園二丁目19番12号		
1 施設使用料				
施設の名称	使用単位及び使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール	1,520円	2,080円	2,080円	5,680円
多目的室1A（保育室）	300円	400円	400円	1,100円
多目的室1B	300円	400円	400円	1,100円
多目的室2	610円	860円	860円	2,330円
多目的室3	610円	860円	860円	2,330円
多目的室4	610円	860円	860円	2,330円
2 附属設備使用料				
附属設備の名称	使用料			
グランドピアノ（ホール内）	半日につき 520円 全日につき 830円			
<p>○ 各室の使用料は、他の地域センターの同規模の面積を有する施設を参考に設定しました。</p> <p>（例）・ホールについては、なるせ駅前市民センター（ホール）と同規模、同額                  ・多目的室1A、1Bは、なるせ駅前市民センター（第2A会議室、第2B会議室）と同規模、同額                  ・多目的室2、3、4は、木曾森野コミュニティセンターの（和室）やつくし野コミュニティセンターの（音楽室）と同規模、同額</p> <p>○ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（2021年5月の開所を予定しています。）</p>				
問合せ先	市民部 市民総務課長 中村	電話	724-4346	

議案概要

議案名	第108号議案 町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例																																
<p>【議案提出の目的】 町田市フォトサロンの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。</p>																																	
<p>【議案の内容】</p>																																	
<p>○ 町田市フォトサロンの施設の利用料金を改めます。</p>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(2021年6月30日まで)</th> <th style="font-size: 2em; color: blue;">➔</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2021年7月1日から)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 20%;">改正前利用料金</th> <th colspan="3" style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室（附属設備を含む。）</td> <td>1日</td> <td style="text-align: right;">2,090円</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">改正後利用料金</td> </tr> <tr> <td>第2展示室（附属設備を含む。）</td> <td>1日</td> <td style="text-align: right;">1,040円</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">3,130円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,560円</td> </tr> </tbody> </table>				(2021年6月30日まで)			➔	(2021年7月1日から)		区分	単位	改正前利用料金				第1展示室（附属設備を含む。）	1日	2,090円	改正後利用料金			第2展示室（附属設備を含む。）	1日	1,040円	3,130円						1,560円		
(2021年6月30日まで)			➔	(2021年7月1日から)																													
区分	単位	改正前利用料金																															
第1展示室（附属設備を含む。）	1日	2,090円	改正後利用料金																														
第2展示室（附属設備を含む。）	1日	1,040円	3,130円																														
			1,560円																														
<p>○ 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。</p>																																	
<p>○ 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の1.5倍です。</p>																																	
<p>○ 2021年7月1日から施行します。</p>																																	
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 神谷		電話	724-2184																													

議案概要

議案名 第109号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市立総合体育館及び町田市立室内プールの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市立総合体育館の施設のうち、専用利用する場合で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合の利用料金を改めます。

[例] <メインアリーナを専用利用する場合の利用料金(スポーツに利用する場合)>  
(2021年3月31日まで) (2021年4月1日から)

施設の名 称等	利用 単位	改正前利用料金				改正後利用料金			
		入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合		
			入場料が 1,000円 以下の金 額のと き	入場料が 1,000円 を超え 3,000円 未満の金 額のと き	入場料が 3,000円 以上の金 額のと き		入場料が 1,000円 以下の金 額のと き	入場料が 1,000円 を超え 3,000円 未満の金 額のと き	入場料が 3,000円 以上の金 額のと き
メインア リーナ (全面)	3時間	9,110円	18,220円	27,340円	36,450円	9,110円	27,330円	41,010円	54,670円
メインア リーナ (2/3面)	3時間	6,070円	12,150円	18,220円	24,300円	6,070円	18,220円	27,330円	36,450円
メインア リーナ (1/3面)	3時間	3,030円	6,070円	9,110円	12,150円	3,030円	9,100円	13,660円	18,220円

○ 町田市立室内プールの施設のうち、個人利用の場合のプールの利用料金を改めます。

(2021年3月31日まで)

(2021年4月1日から)

区分	単位	改正前利用料金	改正後利用料金
大人	1回	310円	460円
子ども(小学生及び中学生)*	1回	100円	150円
65歳以上の者及び障がい者	1回	100円	150円

\*子ども(小学生及び中学生)の利用料金は、7月21日から8月31日までの期間の利用料金で、これ以外の期間は無料です。

○ 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。

○ 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の1.5倍です。

○ 2021年4月1日から施行します。

問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田	電話	724-4036
------	-----------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第110号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 小山田中学校区に小山田子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 小山田子どもクラブに関する規定を加えます。<ul style="list-style-type: none"><li>・名称 小山田子どもクラブ</li><li>・位置 町田市小山田桜台二丁目1番地2</li></ul></li><li>○ 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(2022年3月の開館を予定しています。)</li></ul> <div data-bbox="354 792 1305 1612" style="text-align: center;"></div>			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第111号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援法の条項番号に合わせて、条例で引用している条項番号を改めます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第43条第3項」 → 「第43条第2項」</li> </ul> </li> <li>○ 公布の日から施行します。</li> </ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)第1条(子ども・子育て支援法の一部改正)</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 保育・幼稚園課長 櫻井</p>	<p>電話</p>	<p>724-2138</p>

議案概要

議案名	第 1 1 2 号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例																		
【議案提出の目的】																			
町田市市民農園の使用料を改定するため、所要の改正をするものです。																			
【議案の内容】																			
○ 町田市市民農園の使用料を改めます。																			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="177 526 1053 571">(2021年3月31日まで)</td> <td data-bbox="1053 526 1165 683" rowspan="2" style="font-size: 2em; color: blue;">➔</td> <td colspan="2" data-bbox="1165 526 1501 571">(2021年4月1日から)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 571 785 622">単位</td> <td data-bbox="785 571 1053 622">改正前使用料</td> <td data-bbox="1165 571 1453 622">改正後使用料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 622 785 683">1平方メートル当たり月額</td> <td data-bbox="785 622 1053 683">50円</td> <td></td> <td data-bbox="1165 622 1453 683">65円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(2021年3月31日まで)		➔	(2021年4月1日から)		単位	改正前使用料	改正後使用料			1平方メートル当たり月額	50円		65円		
(2021年3月31日まで)		➔	(2021年4月1日から)																
単位	改正前使用料		改正後使用料																
1平方メートル当たり月額	50円		65円																
○ 使用料は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。																			
○ 改定の引き上げ幅は、現行の使用料の1.3倍です。																			
○ 2021年4月1日から施行します。																			
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 粕川		電話	724-2166															

議案概要

議案名	第 1 1 3 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

山王塚公園グラウンドの整備に伴い施設の利用時間、利用料金等を設定するため、並びに町田市立陸上競技場及び小野路球場の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 山王塚公園グラウンドの施設に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金
山王塚公園グラウンド	午前 8 時から午後 6 時まで	2,090 円/2 時間 30 分*

※入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(藤の台球場)を参考に設定しました。

- 町田市立陸上競技場及び小野路球場の施設のうち、専用利用する場合で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合等の利用料金を改めます。

[例] <運動施設を専用利用する場合の利用料金(スポーツに利用する場合)>

(2021 年 3 月 31 日まで)

(2021 年 4 月 1 日から)

有料公園施設 の名称	利用 単位	改正前利用料金				改正後利用料金			
		入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円 以下の金 額の時	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額の時	入場料が 3,000 円 以上の金 額の時		入場料が 1,000 円 以下の金 額の時	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額の時	入場料が 3,000 円 以上の金 額の時
町田市立 陸上競技 場	2 時間	9,420 円	18,850 円	28,280 円	37,710 円	9,420 円	28,270 円	42,420 円	56,560 円
小野路球 場	2 時間	5,230 円	10,470 円	15,710 円	20,950 円	5,230 円	15,700 円	23,560 円	31,420 円

- 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。

- 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の 1.5 倍です。

- 2021 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第114号議案 玉川学園コミュニティセンター改築工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 履行期限の変更          ・ 履行期限について2021年1月29日を2021年3月22日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b>          ○ 契約目的 玉川学園コミュニティセンター改築工事          ○ 契約方法 条件付一般競争入札          ○ 契約金額 809,708,400円          ○ 契約相手方 東京都八王子市大横町14番25号シャンテビル4階          株式会社 松尾工務店 多摩営業所          所長 塩見 克也          ○ 工 期 変更前の工期 2018年12月21日から2021年1月29日まで          変更後の工期 2018年12月21日から2021年3月22日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本          (工事内容) 財務部 営繕課長 武井          (事業内容) 市民部 市民総務課長 中村</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523          724-1293          724-4346</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第115号議案 町田市立陸上競技場観客席増設工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、施工可能日数の減少、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 履行期限の変更          ・ 履行期限について2021年2月15日を2021年3月31日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 町田市立陸上競技場観客席増設工事</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 3,286,536,000円</li> <li>○ 契約相手方 東京都豊島区长崎五丁目1番34号 西武建設株式会社 東京支店 取締役執行役員支店長 加藤 智之</li> <li>○ 工 期              変更前の工期 2019年8月29日から2021年2月15日まで              変更後の工期 2019年8月29日から2021年3月31日まで</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本              (工事内容) 財務部 営繕課長 武井              (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4398</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第116号議案 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事 請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市立陸上競技場観客席増設工事の工期の変更に伴い、附帯工事である本工事の工期を併せて変更するため、変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021年2月15日を2021年3月31日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 382,437,000円 ○ 契約相手方 東京都港区芝三丁目24番7号 栗原・協立特定建設工事共同企業体 代表者 栗原工業株式会社 東京本店 取締役本店長 石田 男一 ○ 工 期 変更前の工期 2019年8月29日から2021年2月15日まで 変更後の工期 2019年8月29日から2021年3月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4398</p>

議案概要

議案名	第117号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その1）請負契約の変更契約		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 野津田公園北側拡張区域に整備する多目的グラウンドに設置する防球ネットへの避雷設備の追加及び工事区域内における埋蔵文化財調査の実施による工事の進捗の遅れのため、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約金額の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額を 771,447,600 円から 786,921,300 円に変更する（15,473,700 円増）。</li> <li>・ 今回が第3回目の変更となり、これまでの変更と合わせた変更額の累計が当初契約金額の1割を超えることとなります。</li> </ul> </li> <li>○ 履行期限の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行期限について 2021 年 2 月 26 日を 2021 年 3 月 25 日に変更する。</li> </ul> </li> <li>○ 主な追加工事の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避雷針設備工事の追加</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 野津田公園拡張区域整備工事（その1）</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 変更前の金額 771,447,600 円 変更後の金額 786,921,300 円</li> <li>○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町二丁目12番20号 大日本・岳大特定建設工事共同企業体 代表者 大日本土木株式会社 立川営業所 所長 吉安 彰</li> <li>○ 工 期 変更前の工期 2019年9月30日から2021年2月26日まで 変更後の工期 2019年9月30日から2021年3月25日まで</li> </ul>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-4398

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第118号議案 忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事請負契約の変更契約</p>												
<p><b>【議案提出の目的】</b>          工事施工にあたって移設する電柱について、関係機関との協議に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 履行期限の変更          ・ 履行期限について 2021年2月24日を2021年3月25日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <table border="0" data-bbox="135 884 1476 1209"> <tr> <td>○ 契約目的</td> <td>忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>○ 契約方法</td> <td>条件付一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>○ 契約金額</td> <td>166,635,810円</td> </tr> <tr> <td>○ 契約相手方</td> <td>東京都町田市原町田六丁目22番9号 株式会社石井工務店 代表取締役社長 若林 克典</td> </tr> <tr> <td>○ 工 期</td> <td>変更前の工期 2020年6月26日から2021年2月24日まで 変更後の工期 2020年6月26日から2021年3月25日まで</td> </tr> </table>				○ 契約目的	忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	166,635,810円	○ 契約相手方	東京都町田市原町田六丁目22番9号 株式会社石井工務店 代表取締役社長 若林 克典	○ 工 期	変更前の工期 2020年6月26日から2021年2月24日まで 変更後の工期 2020年6月26日から2021年3月25日まで
○ 契約目的	忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事												
○ 契約方法	条件付一般競争入札												
○ 契約金額	166,635,810円												
○ 契約相手方	東京都町田市原町田六丁目22番9号 株式会社石井工務店 代表取締役社長 若林 克典												
○ 工 期	変更前の工期 2020年6月26日から2021年2月24日まで 変更後の工期 2020年6月26日から2021年3月25日まで												
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本          (工事内容) 道路部 道路整備課長 岩岡</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1125</p>										





この冊子は、200部作成し、1部あたりの単価は163円です（職員人件費を含みます）。